

日帝の「滿洲國」統治と在滿韓人問題：

「五族協和」と「内鮮一体」の相剋

田中 隆一

(日本 京都大學 人文科學研究所 研究員)

(tanaka913@hanmail.net.)

はじめに

本研究の目的は「滿洲國民」の創出の試みとその挫折の経緯について、教育・國籍・兵役に関する日帝の在滿韓人政策の矛盾を中心に考察することにある。

本論に入る前に、まず解放後の日本學界における「滿洲國」および「滿洲國」時代の在滿韓人問題に関する研究動向について簡潔に整理する。

かつて日本の代表的知識人の一人である竹内好が「國家が意識的に忘却政策を採用し、學者がそれに便乗して研究をさぼっているために『滿洲國』に関する知識の結集がさまたげられている」¹⁾と嘆息したように、解放以後、日本學界においてはしばらくの間「滿洲國」に関する研究がなされてこなかった。

解放後の日本學界において「滿洲國」に関する最初の体系的な研究成果として結實したのは滿洲史研究會(1972)であるといえる。同書は、經濟統制政策の立案過程、幣制統一事業、移民・勞働政策、土地商租權問題を中心に、日本帝國主義の「滿洲國」支配における經濟的特質の把握を試みた。小林英夫(1975)は「滿洲國」を含めた滿洲事変以降の日帝によるアジアに対する經濟的侵略

過程を鳥瞰した記念碑的作品である。滿洲移民史研究會(1976)は日本帝國主義下における滿洲移民の歴史的生涯を實証的に分析した。そして支配体制・産業政策・農業政策の三点に重点をおいて「滿洲國」の成立から崩壊までの全体像を提示したのが、岡部牧夫(1978)である。さらに「滿洲國」における軍事支配、農村行政支配、經濟支配(農業資源收奪、鉱工業支配、鐵道支配、財政・金融政策)全般を取り扱った浅田喬二・小林英夫(1986)が公刊されるにおよび、「滿洲國」研究は一つの到達点を迎えたといえる。また、「滿洲國」協和會を中心に、1960年代より日本帝國主義による滿洲侵略過程を研究してきた鈴木隆史(1992)も重要である。

多岐にわたる論点を提示する、これら80年代までの「滿洲國」研究を、あえて大胆に概括するならば、その主たる研究視角は傀儡國家「滿洲國」の傀儡性=植民地性の剔抉に比重を置き、日本帝國主義による支配・收奪と「反滿抗日」運動、「賣國奴」/「親日派」、そして暗黒社會で政治主体たりえない一般民衆、という図式で描かれてきたといえる。これらの研究において重要な史實發掘がなされ、以後の研究の着實な基盤となったこと、また、特に金日成研究など特定分野を除け

논문접수일: 2004년 6월 18일 게재확정일: 2004년 6월 25일

1) 「滿洲國研究の意義」(『竹内好全集』第4巻、1980年、筑摩書房)原文は1963年に執筆された。

ば「反滿抗日」運動研究がほぼ皆無に近い現在の日本學界の現状を考えれば、その研究視角についても、なお依然として重要性をもつことを確認する必要がある。

90年代以降の「滿洲國」研究は、滿洲移民に関する研究（蘭信三1994、高橋泰隆1997）、建國大學をはじめとする教育制度に関する研究（野村章1995、宮澤惠理子1997、王智新2000、山根幸夫2003）、文化・文學に関する研究（胡昶・古泉1999、岡田英樹2000、四方田犬彦2001）、經濟・金融・専賣・労働に関する研究（風間秀人1993、安富歩1997、柴田善雅1999、松本俊郎2000、山田豪一2002、裴富吉2002、松村高夫ほか2002、山本有造2003b）など、個別領域での研究の深まりをみせるとともに、「滿洲國」に対する多様な研究視角が提示されるようになった。しかしながら、全般的傾向としては社會經濟史分野の研究が多く、教育・文化面に關する研究がそれに續き、政治史に關する研究は少ない（山室信一1993、浜口裕子1996、塚瀬進1998）。そのことは上記の研究書を一瞥しても明らかのように、これまで狹義の日本近代史研究者（歴史學・日本史學）による「滿洲國」研究が皆無に近いことにも現れている。

次に在滿韓人問題については、李盛煥（1991）、鶴嶋雪嶺（1998）や鄭雅英（2000）が通時的に全体像を展望したほか、滿洲事変期の在滿韓人問題を的確に整理した孫春日（2002）がある。「滿洲國」期の日帝による在滿韓人政策に關する個別研究としては「滿洲國」への韓國人移民政策に關する松村高夫（1970・淺田1972）、依田憲家（1976）らの研究、安全農村・集團部落に關する梶村秀樹（1976）、金靜美（1992）の研究、教育に關する槻木端生（1998・2000）、三好章（1998）、許壽童（2002）、于逢春（2002）の研究がある。

また在滿韓人の「對日協力」（「親日」問題）

に關しては間島親日団体の民生団に關する水野直樹（1996）、朝鮮人民會と「滿洲國」協和會に關する申奎燮（1997・2000・2002・2003）や、廣岡淨進（2003）の研究、「滿洲國」の韓國人官僚に着目した山室信一（1998）などがある。そして既存の在滿韓人社會研究の多くが間島を中心とした農村社會を對象とした研究であったのに対して、尹輝鐸（2002）は都市在住の在滿韓人の生活相の解明を試みた貴重な成果である。

これまで在滿韓人研究は韓國、北韓、中國延辺を中心にそれぞれ相異した歴史認識のもとに進められてきたが、今後の日本學界における研究はまず第一に過去の日帝による植民地支配の反省に立脚して、着實な個別實証研究を蓄積することを通じて、東アジアにおける歴史認識の共有に貢献するものでなければならないと考える。

さて周知のように、「間島」（現、中國吉林省朝鮮族延辺自治州）を中心とする中國東北地方（「滿洲」）への韓國人の移住は、19世紀後半より本格化した。韓國人の滿洲移住は大きく3段階に分けることができ、当初の移住動機は朝鮮時代末期の社會不安や凶作であったが（第1期）、1910年の韓日合邦を前後する時期より、韓半島における日帝の植民地支配のため、滿洲は韓國人の獨立運動根據地であるとともに、國外自立社會の中心地となっていった（第2期）。そして1931年の滿洲事変以後、この地に日帝の傀儡國家である「滿洲國」が成立すると、朝鮮總督府による國策移民や從軍慰安婦のような強制的要因のほかに、いわば「自主的に」移住する韓國人も見られるようになった（第3期）。

韓國人が間島に本格的に移住するようになると、清朝は韓國人に對して中國への編籍を強要した例も見られ、間島韓人の裁判管轄權や徵稅權をめぐり、清朝と朝鮮・旧韓國政府、また統監府との間で對立が惹起されたこともあった。1909年には大韓帝國において民籍法が制定されるが、それ

以前に間島に移住していた者も多い。1910年、韓日合邦とともに日帝は国内外の韓國人に日本國籍を強制付与し、「日本帝國臣民」と位置付ける一方で、韓國人の日本國籍離脱を防ぐため、日帝下の韓國には日本國籍法(1899年)を施行しなかった。日帝は韓國人が日本國籍を有する「日本帝國臣民」である、との法的根據のもとに獨立運動を取り締まる必要から、1945年の解放まで韓國人の日本國籍離脱を日本政府は認めなかった。しかし、1912年に中華民國が成立し、中華民國國籍法が施行されると、中國地方官憲の裁量により在滿韓人のなかに中華民國に歸化する者が発生した。1912年の中華民國國籍法によれば、自國の法律により他國に歸化することを許可された外國人に限り歸化して中國國民になることができるとの規定のために、實質的に韓國人が中國に歸化することは困難であったが、1929年の法改正により、この制限が撤廢されたこと、また正義府などの獨立運動団体が、自ら中國への歸化運動を展開する行なうなかで在滿韓人の二重國籍問題が発生した²⁾。

他方、露日戦後以降、日帝が獲得した「滿蒙特殊權益」は大きく治外法權と滿鐵附屬地から構成される。日帝が滿洲において有した治外法權とは領事裁判權のほか、産業行政權や課稅權、警察權など廣範な行政權を含み、在滿韓人もまた「日本帝國臣民」として領事裁判權・領事警察權・土地商租權・課稅權・産業行政權などの治外法權を享受する存在とされていた。また滿鐵附屬地は旧東支鐵道附屬地を淵源とし、さらに日露戦中・戦後の日本陸軍用地を滿鐵に移管収用した土地や、滿鐵が中國人地主より買収・商租・永代借地した土地などから構成され、日帝の「絶對的排他的行政權」が主張された。1920年代後半以降、中國の國

權回收運動のなかで、これら「滿蒙特殊權益」は次第に死文化しつつあった。

1932年、「日滿」兩國政府の間に締結された「日滿議定書」は、日帝の治外法權や滿鐵附屬地といった「滿蒙特殊權益」が「滿洲國」においても存續することを確認した。それは滿洲事変前夜に死文化しつつあった「滿蒙特殊權益」を擁護・擴大するものであったが、同時に「滿洲國」の主權を阻害する要因となった。すなわち、治外法權を享受しながら内地雜居している「日本帝國臣民」である日本人・韓國人の存在、また「絶對的排他的行政權」の下にある滿鐵附屬地は「滿洲國」統治を骨抜きにしたのみならず、民族矛盾の温床となっていたのである。「滿洲國」が國家として建設されるためには、「滿蒙特殊權益」は清算されねばならず、それは露日戦後以降の滿洲經營方針の抜本的な変革をとらうものであったがために、「滿洲國」治外法權撤廢措置は同時期の「滿鐵改組」問題や「在滿行政機構改革」問題と相互に連動しつつ展開されることになった。

1936年、「日滿」兩國政府の間に課稅權と産業行政權の撤廢・移讓に関する第一次治外法權撤廢條約が締結され、従來、治外法權を享受してきた日本人・韓國人、また滿鐵附屬地内も「滿洲國」の課稅、産業行政權に服することとなった。翌37年、「日滿」兩國政府の間に第二次治外法權撤廢條約が締結された。その内容は領事裁判權、領事警察權、金融行政權、關稅行政權、郵政權、通信行政權など廣範なものであった。まず領事裁判權、警察權に関しては關東憲兵隊、領事館警察、關東廳(關東局)警察、朝鮮總督府警察と複雑を極めていた「滿洲國」初期の警察行政は「在滿行政機構改革」、「在滿大使館警務部」設置問題、治外法權撤廢措置を通じて「滿洲國」警察へと引

2) 滿洲事変前の韓國人の國籍問題に関しては、水野直樹「國籍をめぐる東アジア關係——植民地期朝鮮人國籍問題の位相」(前掲古屋 山室編「近代日本における東アジア問題」吉川弘文館、2001年)、孫安石「東アジアの國籍と近代」(小川浩三編「復數の近代」北海道學刊書刊行會、2000年)参照

き継がれた。それは實質的には關東軍への権限の集中を意味するものであったと同時に、「滿洲國」に対する日本國內の政党政治の干与を排除する過程であった。

そのほか、金融行政権に関しては「滿洲國」の幣制統一と並行して横浜正金銀行の鈔票を廢止し、朝鮮銀行券も「滿洲國」内から撤收させることとした。また附屬地行政権の返還に伴い、市街地における庶民金融機關は附屬地内外を統合して商工金融合作社を設立することとなった。通信行政権に関しては「滿洲國日本國間郵便業務ニ關スル條約及同附屬協定」(一九三六年)により「日滿」兩國は事實上、單一郵便區域化していたが、第二次治外法權撤廢により滿鐵附屬地内の通信行政権も移讓された。關稅行政権に關しても中國の關稅自主權を規定した「日支關稅協定」(一九三〇年)以降にも殘存していた種々の制限が撤廢された。

このように「滿洲國」治外法權撤廢措置は「滿洲國」統治機構形成の根幹をなす措置であり、これにより「滿洲國」は國家という形式での統治能力を集積していった。ただし、こうした治外法權撤廢措置によっても、兵事行政・神社行政・日本人教育(一部、韓國人教育も含む)という「日本人の軍事的精神的根幹」(副島昭一1993)に關する部分については「滿洲國」に移管されることはなかった。

そこで本稿はまず第一に、「滿洲國」治外法權撤廢措置における韓國人教育行政権移讓問題について検討する。そこでは日本側に保留された日本人教育行政権に對して韓國人のそれほどのように取り扱われていたのか、が問題となる。

第二に「滿洲國」において立案された各種「滿洲國」國籍法草案を韓國人の國籍問題を中心に検討する。また結局、「滿洲國國籍法」は制定されなかったが、1940年に制定された「暫行民籍法」における在滿韓人の法的位置についてもあわ

せて考察する。

第三に在滿韓人をめぐる兵役制度について、「滿洲國國兵法」(1940年)により在滿韓人が「滿洲國」軍ではなく、日本軍に徴兵されることとなる過程で、民族政策を担った「滿洲國」協和會の在滿韓人政策が混迷に陥る経緯を検討する。

以上の課題の検討を通して、「五族協和」(「日・韓・漢・滿・蒙」)を掲げ、「滿洲國民」の育成を図ろうとする關東軍・「滿洲國」側の論理と、「内鮮一体」の原則の下、韓國人の「日本帝國臣民」化を図ろうとする、日帝下韓國における「皇民化」政策の狭間におかれた在滿韓人をめぐる民族政策の矛盾について考察したいと考える。

一、在滿韓人教育行政権移讓問題

「滿洲國」初期の日本側の韓國人教育は、滿鐵附屬地内では滿鐵および朝鮮總督府が補助金を交付して朝鮮人民會が經營し、また滿鐵附屬地外においては朝鮮總督府および外務省が補助し、朝鮮人民會が經營するなどの形で行なわれていた。

1935年、「滿洲國」治外法權撤廢現地委員會は、日本人教育に關する「教育行政處理要綱」とは別に、次のような「在滿朝鮮人教育行政處理要綱」を決定した。

一、在滿朝鮮人子弟ニ對スル教育ハ治外法權撤廢並ニ附屬地行政権移讓ニ伴ヒ別記教育要領ニ基キ滿洲國側ニ於テ之ヲ行フモノトス。

二、前号ニ依リ處理ヲ要スベキモノハ滿鐵附屬地内ニ於ケル滿人(漢蒙人ヲ含ム)ニ對スル教育行政権移讓ノ時期ヲ目標トシ、之ヲ實施スルモノトス。

三、滿洲國ハ省分ノ間在滿朝鮮人子弟ノ教育ニ關シ緊要ナル事項ハ予メ日本側ニ協議スルモノトス³⁾

すなわち、日本人子弟の教育は「滿洲國」治外

法權撤廢措置によっても依然として日本側に保留されることになるのに對し、本要綱では在滿韓人子弟に對する教育は「滿洲國」治外法權撤廢措置にともない「滿洲國」側に移管されるべきことが明記されたのである。

同年12月、對滿事務局において該現地委員會案が検討されたが、會議は冒頭から紛糾した。たとえば日本側文部省の堀池英一は次のように質問している。

朝鮮人ハ日本國民ノ構成分子トシテ考慮セザルベカラズ。此ノ案ハ鮮人ガ内地人ト異ナリタル感ヲ与フル處、其ノ結果、鮮人ハ内地人ヲ如何ニ感ズルヤ、之ガ惹イテ朝鮮統治ニ如何ナル影響ヲ与フルヤガ問題ナリ、本案ガ發表サルレバ滿洲ノ教育ト鮮内ノ教育トノ間ニ間隔ヲ生ジ内鮮融和薄マリ行カン、此ノ点如何ニ思料サルルヤ⁴⁾。

また朝鮮總督府の田中武雄は「本議案ノ根本問題ニ對スル朝鮮總督府ノ立場ヲ闡明スベシ。即チ与ヘラレタル題目ハ朝鮮人ノ教育ナルモ、歸スル所滿洲ニ於ケル朝鮮人ノ地位、換言スレバ將來彼等ヲ如何ニ取扱フヤガ根本ノ問題ナリ、サレバ勢ヒ國籍ヲ如何ニスルカノ点モ問題化スベク、何レモ根本問題ノ解決如何ニヨリ自ラ解決セラルコトナルベシ。

而テ本場合ニ於テモ朝鮮人ハ日本人ナリトノ原則ノモトニ行フナラバ異義ナキモ、斯様ニ引離シテ審議スルハ内地人ト取扱ヲ區別スルコトナリ、朝鮮統治上面白カラズト考フ⁵⁾と不満を呈した。

このように在滿韓人教育行政權を日本人のそれと同様に日本側に保留するのか、それとも「滿洲國」側に移讓するのか、という問題は、在滿韓人を

「内鮮一体」原則のもと「日本帝國臣民」として育成するのか、それとも「五族協和」の原則のもと「滿洲國民」として育成するのかという民族政策の根幹に関わる問題として浮上したのである。

1936年8月、板垣征四郎（關東軍參謀長）から梅津美治郎（陸軍次官）に宛てられた電報では「滿洲國ニ於テ實質的又々歴史的立場ヨリ見テ朝鮮人ヲ内地人並ニ取扱フコトノ不当不利ナルハ何等疑点ノ存セザル處……在滿朝鮮人ノ統治ヲ鮮内統治ト切離シ各々新時代ニ即応スル如ク其處ニ從ヒ指導スルヲ以テ最善ノ策ト信ズ。就テハ此際、在滿朝鮮人統治ノ分野ヲ明確ニスルコトトシ、治廢ノ時期ヨリ滿洲國ヲシテ連盟脱退ノ際ノ御詔勅ノ御趣旨ニ依リ、専ラ之ニ當ラシムルコトト致シ度⁶⁾と述べて、在滿韓人に對する監督權を朝鮮總督府から切り離し、「滿洲國」側において行なうべきことが要求されている。

この關東軍からの要請をうけた寺内壽一（陸軍大臣）と南次郎（朝鮮總督）の會談で、寺内陸相は「滿洲現地ニ於テハ總督府ノ諸施設ヲ逐次滿洲國ニ移管シ鮮滿連絡協調ノ上鮮内統治ヘノ影響ヲ顧慮セル施政ヲ行ヒ……總督府側ノ直接的指導ヲ取止メタキ希望強ク、總督府側モ教育行政ノ暫行的保留問題ニ付テ若干意見ノ不一致アルノ外、大体施設引継ニ密ニ同意シアル現状ナルニ付、右御含ミ相成度⁷⁾と、關東軍の要請を申し送っているが、それに對し南總督が難色を示したことは、次の陸軍次官發關東軍參謀長宛電報からわかる。

鮮人ヲ實質上滿洲國構成分子トシテ取扱フ趣旨ハ敢ヘテ異存ナキモ、一方鮮人モ亦國籍法上日本人タルノ地位ヲ有シアルニ鑑ミ日本臣民トシテ在滿日本人ニ準ジ或程度帝國所要機關ノ保護ヲ

3) 「治外法權撤廢及滿鐵附屬地行政權ノ調整乃至移讓ニ關スル機關（諸委員會）並決定要綱」 「1936年3月 治外法權撤廢現地委員會決定要綱ノ説明ニ關スル對滿事務局關係各事務官及現地主任者會議々事録」（「大野録一郎關係文書」國立國會圖書館憲政資料室所藏）

4) 同右

5) 同

6) 「1936年8月5日、關東軍參謀長發陸軍次官宛電報」（「陸滿密綴」第11号、防衛廳防衛研究所圖書館所藏）

7) 「陸軍次官より朝鮮總督へ懇談要旨（對滿政策關係）」（前掲「大野文書」）

受ケシムル措置ヲ講ズルハ理論上ハ無論、實際問題トシテモ鮮内統治ヘノ影響乃至内鮮融和等諸般ノ關係ニ於テ今日ノ事態トシテハ認メザルヲ得ズ⁸⁾一方、朝鮮總督府では總督の交替にさいして次のように、「内鮮一体」の原則上から、在滿韓人教育行政權の「滿洲國」移讓に反對する旨、事務引継がなされている。

從來在滿朝鮮人ニ對スル教育ハ本府ニ於テ實施シ來リタル處、滿洲國ノ治外法權撤廢ニ伴ヒ、在滿内地人子弟ノ教育ハ日本側ニ於テ施設經營スルコト現地側（滿洲國及關東軍……田中）ノ方針ナルニ反シ、朝鮮人子弟ノ夫ハ滿洲國ニ移讓スベシトナスモノナルガ、右ノ如ク在滿内鮮人子弟ノ教育ニ關スル施設經營ヲ區別シ、彼我兩國ニ二分スルハ、帝國ノ朝鮮人統治ガ内鮮並行ヲ建前トスル關係ヨリシテ朝鮮統治ノ將來ニ影響スル所頗ル重大ナルヲ以テ、本府ハ絶對ニ斯ル處遇ハ容認スルヲ得ザル次第ナリ⁹⁾。

しかしながら、總督府では續けて「然リト雖モ、滿洲ノ全地域ニ亘リ本府ガ在滿朝鮮人子弟ノ教育施設並經營ノ衝ニ當ルガ如キハ到底不可能ナル實情ニ在ルヲ以テ、奥地ニ於ケルモノノミハ之ヲ滿洲國ニ移讓スルコトトスルモ、滿鐵沿線主要都市ノ二十數校及ビ在間島ノ六校ハ別紙事由ニ依リ、從來ノ通り當方ニ於テ施設經營セザル可カラズトノ考慮ノ下ニ目下、滿洲國、關東軍及ビ對滿事務局等ト銳意折衝中ナリ」¹⁰⁾と申し送りされている。

ここで、朝鮮總督府が間島と滿鐵沿線の保留を望んだ理由は、「歴史的、地理的事情ヨリシテ共ニ凡テヲ朝鮮ト一帯ト見ル」間島はいうまでもなく、滿鐵沿線地域も日本人と韓國人の混住地域であり、特に朝鮮人民會を中心に「朝鮮人ノ最モ關

心ヲ有ツ教育問題ニ付、内鮮人ヲ差別シテ處理スルニ於テハ是非ノ判別ニ鋭敏ナル此等地域ノ指導階級ノ受クル衝擊ハ殊ニ著シカルベク其ノ抱ク不滿亦甚大」¹¹⁾であるからであった。

このように朝鮮總督府では滿鐵沿線主要地および間島以外の韓國人教育施設の移讓を決定したが、關東軍はさらに「本件は當方としては五族協和を國是とする滿洲國指導の根本に觸るる問題として頗る重視致しあり……當方としては現地に於ける具體的の處理に就ては万全を盡すと共に、留保は滿鐵沿線のみに限定する事に致し度存居り候……間島地方に關する限り當方としては到底總督府側の主張を容認致し得ず」¹²⁾として、「五族協和」の「國是」のため間島の韓國人教育行政權移讓を要求した。

朝鮮總督府では間島省の主要ポストに韓國人を起用することを條件に間島の移讓も決定し、かくして1937年11月、「日滿」兩國間に「滿洲國ニ於ケル治外法權ノ撤廢及南滿洲鐵道附屬地行政權ノ移讓ニ關スル日本國滿洲國間條約」が締結され、滿鐵沿線主要地を除く在滿韓人教育行政權を朝鮮總督府が「滿洲國」に移讓することとなった。

また次に、この韓國人教育行政權移管措置に對する在滿韓人の對応を、ハルビン朝鮮人民會、および「滿洲國」協和會ハルビン朝鮮人分會（金剛分會）の活動を中心に検討する。

ここでハルビンに着目する理由は、上記のように滿鐵沿線主要地の在滿韓人教育行政權移管が保留されたのに對して、滿鐵沿線ではないハルビンは移管が決定されたために、激しい反對運動が展開されたからである。

協和會ハルビン朝鮮人分會は菅下韓國人學校の

8) 「1936年8月7日、陸軍次官發關東軍參謀長宛電報」（前掲「陸滿密綴」第11号）

9) 「1936年8月 重要事務引継書」（前掲「大野文書」）

10) 同

11) 同

12) 「8月7日 南總督宛板垣征四郎書簡」（前掲「大野文書」）

日本側保留を強力に要望し、次のような陳情書を作成している。

在滿朝鮮人ノ教育ハ内鮮一体ノ精神ニ鑑ミ、内地人ト差別ナキ取扱ヲ根本方針トセラレ度シ事情ニ依リ特殊ノ取扱ヲ爲ス學校ニ對シテモ教育ノ方針内容ハ同シクセラレ度シ何レノ場合ニ於テモ哈爾濱普通學校ハ從來ノ歴史ニ基キ絶對ニ滿鐵附屬地ノ普通學校ト同一ノ取扱アランコトヲ要望ス（「昭和12年10月7日、鶴見憲ハルビン總領事發廣田弘毅畫外務大臣宛電報」外務省記録I・1・5・0・7「在外朝鮮人學校教育關係雜件」所收、日本外務省外交史料館所藏）ここで、ハルビン朝鮮人分會が韓國人學校の「滿洲國」移管に反対した理由は、「滿洲國」に移管されれば、韓國人學校組合が學校運営にあたるとしても、財政的に困窮することは明白であり、また韓國人子弟の進學に支障が生じるためであった。

事實、移管後の1938年のハルビン市公署においては韓國人學校が補助金が少額であるため、學校の維持・經營が困難に陥っていることや、教員の待遇低下などが憂慮され、日本人學校との差別待遇に對して在滿韓人の間に不満が蓄積され、韓國人學校組合の事務員の任命や顧問の委囑は停滞し、教職員に對する俸給・手当の支給も滞納するなど、慘憺たる狀況に陥った。

またある朝鮮總督府派遣員が「哈爾濱市ノ生徒一千百五十三名ニ對シ、八万九千三百二十円四十四錢ハ一人當リ七十七円五十錢ニシテ、今之ヲ同地域内大使館教務部管下學校組合（即チ日本人學校組合）ノ生徒一人宛百八十円余ニ比スル時ハ四割三分ニ過ギズ……鮮系教育ガ如何ニ貧弱ナルモノカラ窮知スルニ足ル」と報告しているように、日本人學校と韓國人學校の格差は擴大するばかりであった（「在ハルビン派遣員綜合報告（昭和十六年度）」「林利治朝鮮總督府史料」山口縣立文書館所藏）。

加えて、韓國人兒童の進學上の困難について

は、次のように報告されている。

治外法權撤廢前ニ於テハ普通學校卒業生ハ其ノ學力ニ応ジ、日本公立中等學校ニ自由ニ入學シ得ラレタルガ、治外法權撤廢後ハ朝鮮人學校ガ滿洲國ニ移管セラレタルニ不拘、日本人側諸學校ハ依然民會ニ代リテ日本人學校組合ガ經營スルコトナリ、大使館管轄下ニ保留セラレタルタメ、中等學校当局ニ於テモ之等滿洲國側出身鮮人學生ノ入學ヲ喜バズ、特ニ學力優秀ナルモノニ限り、極少數ヲ申譯的ニ入學セシムル有様ニシテ、毎年數千名ノ初等學校卒業生ノ大部分ハ向學心ニ燃ヘナガラ前途ヲ阻バマルルニ至リ、サリトテ滿洲國側中等學校、即チ高等國民學校ヘノ入學ハ語學關係等ニテ其ノ可能性ナク、數年來皇國臣民トシテノ初等教育ヲ受ケタル在滿朝鮮人兒童ハ全ク其ノ前途ヲ阻バマルルニ至リタリ（「在ハルビン派遣員綜合年報（昭和十四年度）」前掲「林利治朝鮮總督府史料」）

このように、治外法權撤廢にともなう韓國人學校の「滿洲國」への移管は在滿韓人の就學機會を大きく損なうものであり、ハルビン朝鮮人民會や「滿洲國」協和會朝鮮人分會は以後も粘り強く抵抗運動を續けるが、結局、改善されることはなかった。

二、「滿洲國」期における韓國人國籍問題

一般に國籍とは國家の構成員の權利義務關係を規定するものであることから、國際法では二重國籍の回避と國籍非強制主義、國籍選擇權の尊重を通例としている。また國籍の取得は各國の國籍法により異なるが、大別して出生地主義と血統主義、居住地法と歸化法がある。先に日帝下の韓國人には、日本國籍法が韓國に施行されないまま、韓日合邦により日本國籍が強制付与されたことを指摘したが、本章では「滿洲國國籍法」立法過程における在滿韓人の法的位置をめぐる、在滿韓人

を「滿洲國民」として位置付けようとする志向（「五族協和」と「日本帝國國民」として位置付けようとする志向（「内鮮一体」）が對立していた様相を検証したいと考える。

そのさい、まず第一に「滿洲國」國籍取得を歸化法によるのか、居住地法によるのか、また居住地法による場合、旧國籍選擇權および國籍非強制主義の原則を認めるのか否か、第二に日本國籍法を韓國に施行し、韓國人の「滿洲國」への歸化を許容するのか否か、第三に韓國人が「滿洲國」に歸化する場合には「滿洲國」單一國籍とするのか、または「日滿」二重國籍とするのか、などが主たる論点として浮上することとなる。

「滿洲國」初期に起案された國籍法案のうち、1932年7月、滿鐵經濟調査會第五部が作成した「滿洲國の國籍問題」が最も早いものである。本案は歸化法を採用し、治外法權を放棄すれば「日滿」二重國籍を容認するとし、「朝鮮人は我が國籍を離脱し外國々籍を取得すること能はざるが故に、先づ朝鮮を我が國籍法の適用地域とし以て朝鮮人の滿洲國に歸化するを可能ならしめざる可からず」¹³⁾と述べて、韓國人の「滿洲國」國籍取得の前提として日本國籍法の朝鮮施行が主張されている。

同32年12月、外務省では調査報告書「在滿朝鮮人」を作成し、「滿洲國」においては日本人・韓國人は外國人として扱い、「滿洲國」國籍の取得は歸化によるべきことを骨子とし、韓國人には「從來封禁セラレタル歸化權ヲ許容シ、滿洲國側ノ國籍法制定ト呼応シテ、我國籍法ヲ條件附又ハ無條件ニテ朝鮮ニ施行スル」¹⁴⁾べきことと述べている。

翌33年2月には關東軍參謀部第三課が「滿洲ニ於ケル朝鮮人指導方案」を作成した。そこでは「在滿朝鮮人ハ將來二重國籍者トシテ滿洲國ノ國

籍ニ入ルモノトシテ指導ス」¹⁵⁾として、韓國人の「日滿」二重國籍容認が提示されている。

一方、同33年3月、大平善梧（東京商科大學教授）は「滿洲國國籍法草案」を起草している。この大平私案は先の滿鐵案や外務省報告書と違い、「（「滿洲國」が……田中）支配力を及ぼす地域の住民を以てその國民となす」と居住地法を基調としている点が特色である。そして「滿洲國」國籍強制付与の弊害を回避すべく、國籍選擇權を認めたとて旧中華民國人と日本人・韓國人を區別し、旧中華民國人を「滿洲國國民の基体」とする一方、日本人・韓國人の「滿洲國」國籍付与を中止するとした。そして「滿洲國」國籍を希望する一般日本人には日本國籍離脱を條件に歸化を認める一方で、韓國人に対しては日本國籍離脱が不可能であるため、「吾人は朝鮮に台湾樺太同様、國籍法が一日も早く施行されることを希願するものである」¹⁶⁾と述べている。

1934年1月、關東軍特務部第五委員會はこれらの草案を參酌しつつ、「滿洲國國籍法制定要綱」を作成した。本要綱は旧國籍選擇權を認めつつ、居住地法により、日本人・韓國人も含めた「五族」を「滿洲國」人と規定する一方、日本人の「日滿」二重國籍を許容した。そして韓國人については「日本側としては明治四四年法律第三〇号朝鮮に施行すべき法令に關する件第四條に依る勅令を以て日本國籍法を朝鮮に施行し、同法第二十條以下に依りて滿洲國に歸化する爲朝鮮人の國籍離脱を認むること」¹⁷⁾として、韓國に日本國籍法を施行し、韓國人の「滿洲國」單一國籍取得を容認することとしている。

そのほか、關東軍の片倉衷は韓國人の「日滿」二重國籍を避け、「滿洲國」單一國籍付与を検討

13) 南滿洲鐵道株式會社經濟調査會「滿洲國國籍並會社國籍及資本方策」所收

14) 『外務省警察史 在滿大使館第一』第8卷、269・270頁（不二出版復刻版、1996年）

15) 關東軍參謀部第三課「1933年2月、滿洲ニ於ケル朝鮮人指導方案」（「渡辺豊日子文書」學習院大學東洋文化研究所所藏）

16) 前掲「滿洲國國籍並會社國籍及資本方策」所收。

17) 同右

している。「五族協和具現要領案（1934年5月7日）」は「實質的の二重國籍を如何なる程度に認むるやは研究の要あるも日本人のみとするを可とせずや」と記し、「滿洲國に於ける國籍問題に就て（1934年7月12日）」は「建國の目的、日滿不可分關係、日本國の使命、日本人の發展、其性格等に鑑み、結局二重國籍の取得に依り之を論ずるを適當」とし、日本人の二重國籍は認める一方、「鮮人に關しては帝國内地國籍法其他國內法が朝鮮に適用せられあらざる現状上、日本人と同一に取扱ひ難き所多きも、大体前述要旨を準用し、又在滿無戶籍鮮人に對しては要すれば滿洲國單一國籍を取得せしむる如く適宜の方策を講ずる可とすべし。（註）無戶籍鮮人に二重國籍を与ふるや、單一滿洲國籍を与ふるや、或は日本國籍法を朝鮮人に適用し、次で之を歸化せしむべきやは更に研究を要する」¹⁸⁾と、韓國人の「滿洲國」單一國籍を志向している。

その結果、同34年9月の滿鐵經濟調査會第五部法制班「滿洲國の國籍問題」は二重國籍の排斥と國籍非強制主義という國際法上の原則の尊重を強く打ち出し、居住地法による「滿洲國」國籍付与を退けた。その結果、在滿韓人に關しては「滿洲國國籍法は二重國籍の發生を防ぐ爲め、日本及び中國旧國籍法に倣ひ本國國籍の喪失を條件として歸化を認むべきであると思ふ。只斯くするときには日本法との關係上今日に於ては朝鮮人の滿洲國歸化の途は全く無いこととなる。斯ることの不合理なるは種々論述するまでも無く明かなところであつて、吾人は速かに日本政府が朝鮮にも、台灣、樺太同様一日も早く國籍法を施行すべき」¹⁹⁾であるとして、韓國への日本國籍法施行と韓國人の日本國籍離脱、そして歸化法による「滿洲國」國籍取得を主張した。

しかしながら、このような「滿洲國」側での二重

國籍回避の動向に對して、朝鮮總督官房外事課「1935年6月 國籍問題に關する私見」という史料は、「滿洲國國籍法」の制定に關し、「内鮮人同一ノ取扱ヲ爲シ、何レモ日滿二重國籍者タラシム」との基本方針のもと、次のように異論を呈している。

問題ハ内鮮人同一ノ取扱ヲ爲スヤ、別個ノ取扱ヲ爲スヤニ在リ。若シ同一ノ取扱ヲ爲 ストセバ何等議論ノ余地無ク、朝鮮ニ國籍法ヲ施行スレバ可ナリ。朝鮮ニ於テ現在之ヲ内地ト區別シ、未タ國籍法ヲ施行セザルハ專ラ日韓併合當時及其ノ以降ニ於ケル國圍ノ情勢ニ因由スルモノニシテ、最近ノ實情ハ早晚之ガ施行ヲ爲サザルベカラザル域ニ到達シツツアリ。斯カル趨勢ニ在ルヲ以テ、今若シ別個ノ取扱即チ内地人ハ日滿兩國ノ二重國籍者タラシメ、朝鮮人ハ滿洲國ノ單一國籍者タラシメトスレバ政治上、法律上、幾多複雑困難ナル問題ヲ生ズベシ。即チ此制度ハ在滿鮮人ヨリ日本ノ國籍ヲ剝脱スルト同時ニ、之ニ對シ滿洲國ノ國籍ヲ付与セムトスルモノニシテ、假令法理上不可能ニ非ズトスルモ（條約又ハ法令ニ依リ）、國籍ノ得喪ヲ強要スルモノニシテ立法トシテハ著シク妥當性ヲ欠クモノナリ。仮リニ此ノ如キ非妥當性ハ類冠リ主義ニテ押通ストスルモ、左記ノ理由ニ依リ斷ジテ同意シ難シ。1日韓併合ノ詔書ノ御趣旨ニ反スルコト……假令隣接ノ地政情ノ變革アリト雖、其ノ地ニ居住スル新附同胞ノミヲ日本帝國ヨリ切放シ、強イテ滿洲國ノ單一國籍者タラシメトスルガ如キコトハ聖旨ニ副フ所以ニ非ズ。須ク内鮮人同一ノ取扱ヲ爲スベキモノト信ズ。2朝鮮統治ノ方針ニ反スルコト……他國ノ國籍問題ニ關シ、日本人中特ニ朝鮮人ノミヲ區別シ、之ニ對シ國籍ノ得喪ヲ強要スルガ如キコトハ併合以來強調シ來タル内鮮一家ノ大義ニ反シ二千万同胞ヲシテ新ニ朝鮮統治ノ眞意ヲ疑ハシムルニ至ルベク、吾人ノ斷ジテ首肯シ難キ處ナリ²⁰⁾。

18) 「五族協和具現要領案」「滿洲國に於ける國籍問題に就て」（「片倉衷關係文書」東京大學教養學部社會科學科資料室所藏）

19) 前掲「滿洲國國籍並會社國籍及資本方策」所收。

ここで、朝鮮總督府は韓國への日本國籍法施行を許容したうえで、「内鮮一体」原則のもと日本人と同様、韓國人も「日滿」二重國籍者として扱うこととしているのである。しかしながら、1936年7月に開かれた樞密院本會議では二重國籍について検討の要ありとの論が出されたようである²¹⁾。

このように日中全面戦争以前の各國籍法案では國籍選擇權の尊重や二重國籍の回避といった國際法上の通例への一定の配慮が見られた。しかしながら、日中全面戦争勃發後に検討された國籍法案ではこうした對外的な配慮は全く顧みられなくなる。1939年1月、青木佐治彦總務廳法制處長を幹事長として、總務廳、司法部、治安部、協和會の關係者を集めて「滿洲國」國籍法制定準備委員會幹事會が開催された。そこでの國籍法制定の方針は「建國の聖業に參畫致しました日、鮮、漢、滿、蒙の原有各族を本來の國家構成分子と爲し、日本民族が滿洲國に對する關係に於て元來不可分關係にあり、從つて滿洲國は又日本に對して依存的不可分關係にあることを明示致します一方、漢、滿、蒙各族の中華民國に對する關係を調整して從來の歴史的因果關係を整理し、以て清新なる滿洲國國民意識を樹立しやうとする明確な主張に基きまして立案することに相成りました²²⁾として「一、滿洲國內に定住する日本人に對しては二重國籍を認める。二、日・滿・漢・鮮・蒙の五族に對しては滿洲國內に生活の本據を有することにより國籍を認める。三、その他の外國人に對しては歸化によって國籍を認める²³⁾」こととした。

つまり、この「滿洲國」國籍法案においては

居住地法を基本とし、國籍取得者の範圍を國籍法施行時に「滿洲國」内に生活の本據を有する日、韓、漢、滿、蒙の各民族とする一方、「日本人の（韓國人を含むと解釋してよいと思われる……田中）二重國籍を根本方針として進む²⁴⁾」こととしたのである。また國籍非強制主義の採用については「建國の特殊事情に鑑みまして國籍の選擇留保の自由を認めないこと」とした。その理由は「日本民族に就きましては、國籍取得に付留保を認めても何等の實益がありませんし、又漢、滿、蒙各族に付きましては、留保を認めないことが却つて建國精神の徹底を期することが出来るとの見地²⁵⁾」によっていた。

結局、右國籍法案も施行にはいたらず、「滿洲國」では最後まで國籍法は制定されることはなかった。しかしながら1940年、「滿洲國暫行民籍法」（日本の戸籍法に相当する。以下、民籍法と省略）が制定され、國籍法の内容を側面的に明らかにすることとなった。「暫行民籍法」によって想定される「滿洲國の國籍法の大綱的規範」を新關勝芳『暫行民籍法解説』はつぎのように説明している。

滿洲國內に生活の本據を有する建國の聖業に參加した原有の民族に屬する者は滿洲國の國民であるとの意識を持つている。しかし（二）大日本帝國の現役軍人や官吏などは滿洲國とは直接の隸屬關係に立たないのであるから、滿洲國の國民とはいへぬやうに思ふ。（三）國外にある者でも苟も滿洲から一時出ている關係にあつて、やがては滿洲に歸るべき筈の者である限り、又滿洲國の國民

20) 朝鮮總督府官房外事課「1935年6月 國籍問題に關する私見」（「日政文書 政務總滿洲出張關係綴」大韓民國政府記録保存所所藏）

21) 關東軍司令部「對滿政策遂行に關する意見」（1934年12月）はこうした國籍法制定の困難について「滿洲建國の精神たる五族協和の理想を具現し法制上の根據と政治的、思想的歸趨を明ならしむる爲國籍法の制定は重要なも其成文は相當の難事業なるを以て先づ慣行を以て協和具現の實績を向上する爲暫行的又は部分的便法を講じ遅くも憲法制定時迄に之が成文を完成する如く努む」とある（前掲「現代史資料11 續・滿洲事變」917頁）。

22) 滿洲帝國司法部編「親屬繼承法審議錄」（早稻田大學圖書館所藏）

23) 「外交時報」第827号（1939年5月15日号）

24) 前掲「親屬繼承法審議錄」4～5頁

25) 同右

であると思はれる。(四) 新たに來滿する原有の民族に屬する人達は、滿洲に生活の本據を持つに至れば、滿洲國の國民となるし、生活の本據を失へば、滿洲國の國民としての資格を失ふに違ひない。(五) 外國人であつても、滿洲國の國民たる男子と結婚し、認知され、滿洲國の國民の養子となれば、みづからも滿洲國籍を取得する。しかし離婚、離縁の場合とか生活の本據を失ふやうな場合には國籍は喪失するし、生活の本據を失ふ者が國兵に服する義務のある男子ならば國籍は喪失しないと考へる。又滿洲國の女が外國人と婚姻して滿洲國の國籍を失つても、離婚になれば國籍を回復するに違ひない。²⁶⁾

本「暫行民籍法」に基づく民籍簿は、40年10月1日に實施された「滿洲國」臨時國政調査をもとに製作された。民籍簿には日、韓、滿、漢、蒙の種族の別のほか、國內に生活の本據を有するか否かを判定するために來滿および來住の年月日、さらに國外にあつても「滿洲國」に特別な緣故を有するか否かを判定するために出身地が記載された。そして新關は「日、鮮系については夫々の親族、相續法を持ち、戶籍に於ては日本戶籍法、朝鮮戶籍令の適用を受けて居り、その戶籍は極めて完備したものであるから、之以外に更に滿洲國の民籍を持つことの価値が問題視されることになる。しかし苟も民籍制度が國政の基底であり、民籍が各般の政務遂行の基礎資料となる以上、滿洲國はその國內民族について滿洲國独自の民籍制度を持ち、特有の民籍簿を具備していなければならない²⁷⁾と述べて、日本人・韓國人の二重登録となることを認めている。

こうして韓國人は韓國と「滿洲國」に二重に登録されることとなったが、その結果生じる「日

滿」兩國間における韓國人の權利義務關係の調整、および韓國人の法的位置につき、朝鮮總督南次郎は1939年の國民精神總動員役員總會で次のように述べている。

滿洲國政府及び關東軍と二年半に亘つての種々なる交渉の結果、及び關東軍、滿洲國と我が中央政府との交渉の結果、最近に至りまして判然と此の趣旨（「在滿韓人」の法的地位……田中）が決定致したのであります。即ち滿洲にある内鮮人は等しく大日本帝國の臣民であると同時に滿洲建國の民族協和の趣旨に基き滿洲國の人民である。此のことは最も大切なる半島人の身分決定の基礎であります。即ち漢人、蒙古人、滿人は滿洲國の臣民である。即ち日本人が滿洲國の官吏となり、住民となつてもそれは滿洲國の臣民ではない、滿洲國の人民である。滿洲人、蒙古人、漢人或は白露系の人も入りませう。是等の民族は日本帝國の臣民ではありません。滿洲國の臣民であります。

内鮮人は滿洲國の臣民ではありません。滿洲國に勤務し従事し生活する者は滿洲國の人民であります。茲に内鮮一体の根本趣旨は滿洲國に於て確立せられました。²⁸⁾

このように南次郎は韓國人を「滿洲國臣民」ではなく、「滿洲國人民」であり、「日本帝國臣民」であると規定することで、「日滿」間における韓國人の權利義務關係について調整し、それを「内鮮一体」の「滿洲國」における確立と称している。1942年に發表された金澤理康「滿洲國國籍法提言」という論文が「親族法の未制定は言ふも更なり、日采官吏、日本移民の二重國籍問題、移動常なき山東苦力の問題等、技術的困難は甚だ多い²⁹⁾と述べたように、「滿洲國國籍法」が制定されなかった理由は種々考えられるが、本國籍問題をめぐっても朝鮮總

26) 新關勝芳『暫行民籍法解説』30・388頁（滿洲行政學會、1942年、中國・長春市圖書館所藏）

27) 同

28) 「總動員」第1・2合併号（1939年7月）

29) 金澤理康「滿洲國國籍法提言」（『早稻田法學 滿洲國法制研究』第21号（1942年）

督府の「内鮮一体」原則と在滿韓人を「滿洲國民」として育成しようとする「五族協和」の原則とが対立していたことが理解されよう。

三、「滿洲國」協和會と在滿韓人徴兵制

1936年、關東軍が作成した「在滿朝鮮人指導要綱」は在滿韓人をして「眞ニ滿洲國民タルノ意識ヲ徹底セシメ」、韓國人の「滿洲」國策移民を積極的に推進すべきこと、「滿洲國」治外法權撤廢措置を契機に朝鮮人民會や間島協助會といった在滿韓人の「各種ノ現存民衆団体ハ其性質ニ応ジ、滿洲帝國協和會ニ統合」することを規定した。また同年の植田謙吉（關東軍司令官）による聲明「滿洲帝國協和會の根本精神」（植田聲明）を機に、協和會は「滿洲國」國家機構の一つとして「建國精神を無窮に護持し國民を訓練し其理想を實現すべき唯一の思想的、教化的政治的實踐組織体」³⁰⁾とされ、在滿韓人政策をはじめとする「滿洲國」における民族政策を担当する機關に位置づけられた。そしてこれ以後、協和會は本格的に在滿韓人政策に着手することとなるのである。

一方、日帝下の韓國においては南次郎が朝鮮總督に就任し（36年）、また日中全面戦争が始まり、志願兵制度が導入される過程において（38年）、「内鮮一体」による「皇民化」政策が本格的に推進されることとなった。そして1938年9月に朝鮮總督府において開催された時局對策調査會は、答申「内鮮一体ノ強化ニ關スル件」において「朝鮮内ニ於テ之（「内鮮一体」……田中）ヲ實現スベキハ勿論ナルモ、内地、滿洲、支那其ノ他朝鮮人ノ在住スル地方ニ於テハ何レモ本趣旨ニ基キ實施」³¹⁾することとして、在滿韓人に対しても「内鮮一体」による「皇民化」政策を適用すべき

ものとした。

しかしながら、日帝下の韓國におけるこのような「内鮮一体」による「皇民化」政策の展開は在滿韓人を「滿洲國構成ノ重要分子」と規定する「滿洲國」における「五族協和」と「民族協和」原則に対して微妙な影響をもたらすことになった。右の朝鮮總督府時局對策調査會において片倉衷（關東軍參謀）は次のように發言している。

在滿マタハ在鮮ノ朝鮮人若クハ内地人等ニ於キマシテモ、或ルモノハ滿洲國ノ民族協和ヲモツテコレヲ民族自決運動ナリト履キ違ヘ延イテ滿洲ニ於テハ民族自決ガ出來ルガ朝鮮ニ於テハ出來ナイトカ、或ハ朝鮮統治ハ壓迫的デケシカラントイフモノガアルノデアリマス。マタ或ルモノハ内鮮一体運動ヲヤツテイルニカカワラズ、滿洲ニ於テハ民族協和トカ種族平等トカハケシカラン、皇國臣民化ヲヤラヌノハヨクナイトカ滿洲國ノヤリカタヲ難詰スルモノモ絶エナイノデアリマス³²⁾

他方、在滿韓人の兵力資源化については、すでに先の「在滿朝鮮人指導要綱」においても「在滿朝鮮人ハ滿洲國內ノ治安維持ニ任ジ、且漸ヲ逐ヒテ國防ノ責務ヲ負担セシム」と規定されていた。1937年の「滿洲國軍募兵要綱」は表面的には募兵制とはいえ、その内實は「各軍管區毎に割当制に依り所要兵額を募兵せしむ」という地域ごとの人数割当制であり、強制的性格が濃厚なものであった。

1938年に設置された「滿洲國」兵役制度調査準備委員會の答申をうけて、40年、「滿洲國國兵法」が制定された。本法は滿19歳に達した青年のなかから3年間、選抜入營させる「滿洲國」における義務兵役制度を規定したものであった。しかしながら、韓國人・日本人は日本兵役法の適用をうけることとされ、國兵法の適用除外とされた。

30) 「滿洲帝國協和會の根本精神」（『現代史資料 續 滿洲事変』第11巻、みすず書房、1965年）

31) 「朝鮮總督府時局對策調査會會議録・諮問答申書」所收「會議録」62頁・「諮問答申書」1頁（民俗苑復刻版、ソウル、1992年）

32) 同

しかも韓國人は当該期には志願兵制度のほかは日本兵役法の適用を受けなかったことから、在滿韓人は先の「満洲國」軍への募兵制と39年に編成された間島特設部隊を除けば、「満洲國」構成人民のなかであって、唯一、義務兵役を適用されない存在となった。

こうした在滿韓人に對する兵役賦課に際しては在滿韓人を「五族協和」の原則を尊重しつつ「満洲國民」として「満洲國」軍に徴兵するのか、あるいは「内鮮一体」原則の下に日本人として日本軍に徴兵するのか、という在滿韓人指導方針の根本問題に關わる問題が提示され、協和會の「民族協和」運動に波紋を投げ掛けた。たとえば機關誌『協和運動』に掲載された青木一夫「満洲に於ける朝鮮人の概況と指導方針に付いての一考察」という論文は次のように在滿韓人指導方針の確立を促していた。

朝鮮人が朝鮮に居住すると満洲國に居住するとに拘らず、日本帝國の臣民であることには何等の変わりないこと勿論であるが、然らば、満洲國に於いては彼等を日本人として、即ち『日系』として取扱ふべきであるか？或は日本人には相違ないが、半島出身のものと云ふ意味に於いて、別に『鮮系』として之を扱ふべきであるか？……朝鮮に於いては日本人あるのみであつて、それ以外朝鮮人、或は鮮系なるものゝ存在が少くとも公式的には認め得られないものであるに反し、満洲國に於いては朝鮮民族もこの國家を構成する民族的單位を是認され、日本民族その他の諸民族と共に、「和衷協同」すべき實体となつていと云ふところに滿鮮兩爲政当局のその立場の相違があるわけである。簡単に云へば、觀念的に「朝鮮には日本人居るのみであるが、満洲には日本人、満洲

人と同じ民族的對象に於いて亦朝鮮人が居る」のである。そして鮮系は日本人ではあるが日系とは民族的に別個のものであり、五族は打つて一丸となつて満洲國の人民となるのである……民族の現實が異つている、しかも同じ日本人の問題として民族的區分を認める満洲國と、日本人一本筋に進まんとする朝鮮側爲政者との立場の乃至は見方又は觀念の相違として、朝鮮人民衆にも非常にデリケートな影響を与へているかの様である。先づこの問題に對するハッキリした根本方針の樹立こそ朝鮮人指導の基本精神をなすものではなからうか？³³⁾

しかしながら、1942年5月、日本政府が44年よりの韓國人に對する徴兵制實施を閣議決定すると、「満洲國」における在滿韓人に關する指導方針は日帝下韓國の「内鮮一体」政策の影響をより強く受けることとなった。たとえば1942年、「満洲國」と朝鮮總督府の当局者の間で締結された「第二次滿鮮協定」では「満洲側ニ於テハ内鮮一体ノ朝鮮統治ノ根本方針ヲ尊重シ之ニ全幅ノ協力ヲナスト同時ニ、朝鮮側ニ於テハ滿洲國ノ一徳一心ノ建國精神、民族協和ノ指導精神ヲ尊重シテ、之ニ全幅ノ協力ヲナスコト、日本ノ國籍ヲ有スル在滿鮮人ハ皇國臣民タル本質ヲ基礎トシテ善良ナル滿洲國人民タル教養ヲナスモノトス」³⁴⁾と規定して、在滿韓人に對する指導原則においては「内鮮一体」原則に基づく、「日本帝國臣民」としての性格と、「五族協和」という「満洲國建國精神」に立脚した「満洲國國民意識」の涵養があわせて要請されている。

とはいえ、このような韓國人徴兵制度の實施により、「民族協和」原則に基づく協和會の在滿韓人指導方針はむしろ、混迷を深めることとなつ

33) 青木一夫「満洲に於ける朝鮮人の概況と指導方針に付いての一考察」(『協和運動』第3巻12号、1941年12月、綠蔭書房復刻版、1995年)

34) 満洲帝國協和會中央本部調査部「國內に於ける鮮系國民實態

た。1943年9月、國民總力朝鮮連盟が主催した第2回「内鮮滿華連絡強化懇談會」は韓國人徴兵制施行を契機に大政翼賛會、「滿洲國」協和會、關東州興亞奉公連盟など關係団体の對韓國認識を深め、連絡提携を強化することを目的として開催された。しかし、協和會の代表として参加した高橋勝治は次のように率直に該懇談會に對して不満を洩らしている。

私は其の場の空氣から、あるあきたらなさを感じざるを得なかった……半島人が既に 皇國臣民の名を負ふて大陸民族の中に『日本』を代表してはいり込んでいる事實、そしてその事情を考へているのであろうか……今や半島人の皇民化運動は國內問題ではない。日本の地方政治問題ではない。それは亞細亞の視野に於て、大東亞の規模に於て考へられなければならない……事實鮮系國民は鴨綠江を境ひにして、片や皇民化を求められ、片や國民化を求む。吾等何處に行かんの嘆を爲す者多きを聞く。これ滿洲國に於ける平面的民族協和運動の罪であり、同時に半島に於ける余りにも東のみを向き過ぎた皇民化運動の非大陸性の然らしむる處と斷ぜざるを得ない³⁵⁾

韓國人徴兵制實施にともなう「内鮮一体」原則に基づく「皇民化」運動の展開が「民族協和」を「國是」とする「滿洲國」における在滿韓人政策

に深刻な混亂と動搖を与えていたことは、当時、「協和運動」に掲載された金子定一「大東亞戰爭と民族協和」という論文でも次のように述べられている。

近來、協和會内に於ても、又他の方面に於ても「民族協和」といふことの意義に對して更に考へ直すやうの傾向を見受ける。そは、民族協和とは一民族固有の求心的結合の儘、他の民族固有の結合体と協和するの謂か。(政治的民族協和)又は各民族がその固有の結合を解いて遠心的に個々の姿となり、以て他の民族と融合するの謂か。(倫理的民族協和)……後説の協和論の一層徹底したのには朝鮮に於ける、否日本に於ける「内鮮一体論」がある。朝鮮人は完全なる日本人たれといふ主張であるが……頗る一体化が容易である様に思へるに拘はらず、事實問題としては決してそんなものではない……朝鮮民族を大和民族たらしめよといふことは言ふべくして一朝一夕の業績に求めることが出来ない……滿洲國に於て各民族をして民族愛を超へて直に國家愛に飛躍せしめやうとする意図は批難す(べ)きものではないが、その實現を目前に期する如きは政治を解する者の態度ではないのである……要するに滿洲國は当分各民族の求心的な立場を認めなければならない。民族協和も勿論その上に築かれて行くべき部分が可なり多い³⁶⁾

35) 高橋勝治「内鮮滿華連絡強化懇談會覺書」(『協和運動』第5巻12号、1943年12月)

36) 金子定一「大東亞戰爭と民族協和」(『協和運動』第4巻1号、1942年1月) 參考文獻著書 淺田喬二・小林英夫編『日本帝國主義の滿洲支配』(時潮社、1986年) 藺信三『滿洲移民』の歴史社會學』(行路社、1994年) 李盛煥『近代東アジアの政治力學』(錦正社、1991年) 王智新編『日本の植民地教育：中國からの視点』(社會評論社、2000年) 大村益夫『中國朝鮮族文學の歴史と展開』(綠蔭書房、2003年) 岡田英樹『文學にみる「滿洲國」の位相』(研文出版、2000年) 岡部牧夫『滿洲國』(三省堂、1978年) 風間秀人『滿洲民族資本の研究』(綠蔭書房、1993年) 金靜美『中國東北部における抗日朝鮮：中國民衆史序説』(現代企畫室、1992年) 小林英夫『大東亞共榮圈』の形成と崩壊』(御茶の水書房、1975年) 小林英夫『近代日本と滿鐵』(吉川弘文館、2000年) 駒込武『植民地帝國日本の文化統合』(岩波書店、1996年) 植民地文化研究會編『植民地文化研究「滿洲國」文化と台湾』第1号(不二出版、2002年) 植民地文化研究會編『植民地文化研究「滿洲國」文化と台湾』第2号(不二出版、2003年) 鈴木隆史『日本帝國主義と滿洲 上下』(塙書房、1992年) 石剛『植民地支配と日本語』(三元社、1993年) 沈潔『滿洲國』社會事業史』(ミネルヴァ書房、1996年) 柴田善雅『占領地通貨金融政策の展開』(日本經濟評論社、1999年) 鈴木隆史『日本帝國主義と滿洲 上下』(塙書房、1992年) 高橋泰隆『日本植民地鐵道史論』(日本經濟評論社、1995年) 高橋泰隆『昭和戦前期の農村と滿洲移民』(吉川弘文館、1997年) 田中恒次郎『滿洲』における反滿抗日運動の研究』(綠蔭書房、1997年) 鄭雅英『中國朝鮮族の民族關係』(アジア政経學會、2000年) 塚瀬進『滿洲國』(吉川弘文館、1998年) 塚瀬進『中國近代東北經濟史研究』(東方書店、1993年) 鶴嶋雪嶺『中國朝鮮族の研究』(關西大學出版會、1997年) 鶴嶋雪嶺『豆滿江地域開發』(關西大學出版會、2000年) 波形昭一編『近代アジアの日本人經濟団体』(同文館、1997年) 西村成雄『中國近代東北地域史研究』(法律文化社198年) 野村章『滿洲・滿洲國』教育史研究序説』(エムティ出版、1995年) 馬場明『日中關係と外政機構の研究』(原書房、1983年) 浜口裕子『日本統治と東アジア社會』(勁草書房、1996年) 裴富吉『滿洲國と經營學』(日本図書センター、2002年) 胡昶・古泉『滿映』(發行バンドラ、發賣現代書館、1999年) 松村高夫・解學詩・江田憲治編『滿鐵』

このようにして、協和會は明確な在滿韓人指導方針を提示しえないまま、1944年4月には在滿韓人に対する關東軍の第一回徴兵検査が實施され、1万5363人が受検し、戰時動員が強行されたのである。

おわりに

以上、「滿洲國」期、教育・國籍・徴兵制に関する在滿韓人政策をめぐる「内鮮一体」と「五族協和」の相剋について検討した。1930・40年代の日本植民地帝國においては、韓日合邦以來の日帝の韓國植民地支配の基本方針である「内鮮一体」と、第一次世界大戰後の民族自決主義の風潮の下、「滿洲國」の建設という形で中國東北地方に対する日帝の侵略が進められるなかで掲げられた「五族協和」という二つの植民地支配イデオロギーが併存し、互いに羈束し合い、對立していた。とりわけ、「皇民化」政策が強行された日中全面戰爭以後には「内鮮一体」の原則により「五族協和」のイデオロギーは建前としても崩壊して

いった。「滿洲國」期の在滿韓人政策はまさにこの「五族協和」と「内鮮一体」の狭間で揺れ動いたものであり、ここに日帝による韓民族支配政策の矛盾が象徴的に現れていたのである。

번역문

일제의 '만주국' 통치와 '재만한인' 문제: '오족협화'와 '내선일체'의 상극

다나카 류이찌(일본 경도대학)

머리말

이 논문의 목적은 <만주국 국민> 창출의 시도와 그 좌절의 경위에 대해서, 교육, 국적, 징병제도에 관한 일제의 재만한인 정책의 모순을 중심으로 해명하는데 있다. 만주국에서는 일본인, 한인(조선인), 한족, 만족, 몽골인에 의한 <오족협화>란 이데올로기가 있었다. 그 <오족협화>는 표면적

勞働史の研究」(日本經濟評論社、2002年) 松本俊郎『「滿洲國」から新中國へ』(名古屋大學出版會、2000年) 滿州史研究會編『日本帝國主義下の滿州』(御茶の水書房、1972年) 滿州移民史研究會編『日本帝國主義下の滿州移民』(龍溪書舎、1976年) 宮澤惠理子『建國大學と民族協和』(風間書房、1997年) 安田敏朗『帝國日本の言語編制』(世織書房、1997年) 安富歩『「滿洲國」の金融』(創文社、1997年) 柳澤遊『日本人の植民地体験』(青木書店、1999年) 柳澤遊・木村健二編『戦時下アジアの日本經濟団体』(日本經濟評論社、2004年) 山田豪一『滿洲國の阿片專賣』(汲古書院、2002年) 山根幸夫『建國大學の研究』(汲古書院、2003年) 山室信一『キメラ』(中公新書、1993年) 山本有造編『「滿洲國」の研究』(京都大學人文科學研究所1993年、綠蔭書房増補版1999年) 山本有造『「滿洲國」經濟史研究』(名古屋大學出版會、2003年) 兪辛淳『滿洲事變期の日中外交史研究』(東方書店、1986年) 芳井研一『環日本海地域社會の変容』(青木書店、2000年) 四方田犬彦編『李香蘭と東アジア』(東京大學出版會、2001年) 論文 淺野豊美『「滿洲國」における治外法權問題と國籍法』(『濠洲研究』第11号、1998年) 淺野豊美『「蠶氣樓」に消えた獨立 滿洲國の條約改正と國籍法』(青木保ほか編『近代日本文化論2 日本人の自己認識』岩波書店、1999年) 申奎燮『初期「滿洲國」における朝鮮人統合政策』(『日本植民地研究』第9号、1997年) 申奎燮『在滿朝鮮人の「滿洲國」觀および「日本帝國」像』(『朝鮮史研究會論文集』第38号、2000年) 申奎燮『帝國日本の民族政策と在滿朝鮮人』(東京都立大學大學院博士學位論文(史學)、2002年) 申奎燮『治外法權撤廢と在滿朝鮮人統合政策』(姜徳相先生古希・退職記念『日朝關係論集』新幹社、2003年) 孫春日『滿洲事變前の「在滿朝鮮人」問題とその苦境』(『東アジア近代史』第5号、2002年) 孫江『宗教結社、權力と植民地支配 「滿洲國」の政治統合における宗教結社』(富士ゼロックス小林節太郎記念基金1998年度研究助成論文) 孫安石『東アジアの國籍と近代』(小川浩三編『複數の近代』北海道大學圖書刊行會200年) 槻木瑞生『滿洲國における學校体系の展開』(『同朋大學論叢』第77号、1998年3月) 槻木瑞生『滿洲國と朝鮮族の教育』(渡部宗助・竹中憲一編『教育における民族的相克』東方書店、2000年) 廣岡淨進在滿朝鮮人の「皇國臣民」言説』(『朝鮮史研究會論文集』第41集、2003年) 許壽童『日本の在滿朝鮮人教育政策』(『一橋研究』第27卷2号、2002年7月) 松村高夫『日本帝國主義下における「滿州」への朝鮮人移動について』(『三田學會雜誌』第63卷6号、1970年) 水野直樹『在滿朝鮮人親日団体民生団について』(河合和男・飛田雄一・水野直樹 宮 博史編『論集 朝鮮近現代史』明石書店、1996年) 水野直樹『國籍をめぐる東アジア關係 植民地期朝鮮人國籍問題の位相』(古屋哲夫・山室信一編『近代日本における東アジア問題』吉川弘文館、2001年) 三好章『「滿洲國」の朝鮮人』(愛知大學現代中國學會編『中國21 中國の民族問題』第3号、1998年4月) 山室信一『植民帝國・日本の構成と滿洲國』(ヒューター・ドウス/小林英夫編『帝國という幻想』青木書店、1998年) 干逢春『「滿洲國」における朝鮮族教育制度の成立過程』(『教育制度研究』第9号、2002年) 尹輝鏞『周辺人の見た中國の周辺 在滿朝鮮人の自己認識に投影された「滿洲國」』(横山宏章・久保亨 川島眞編『周辺から見た20世紀中國』中國書店、2002年) (注記) 本稿は「「滿洲國民」の創出と「在滿朝鮮人」問題』(『東アジア近代史』第6号、2003年)を、韓國の讀者の便宜を考慮して、大幅に加筆・修正したものである。

このようにして、協和會は明確な在滿韓人指導方針を提示しえないまま、1944年4月には在滿韓人に対する關東軍の第一回徴兵検査が實施され、1万5363人が受検し、戰時動員が強行されたのである。

おわりに

以上、「滿洲國」期、教育・國籍・徴兵制に関する在滿韓人政策をめぐる「内鮮一体」と「五族協和」の相剋について検討した。1930・40年代の日本植民地帝國においては、韓日合邦以來の日帝の韓國植民地支配の基本方針である「内鮮一体」と、第一次世界大戰後の民族自決主義の風潮の下、「滿洲國」の建設という形で中國東北地方に対する日帝の侵略が進められるなかで掲げられた「五族協和」という二つの植民地支配イデオロギーが併存し、互いに羈束し合い、對立していた。とりわけ、「皇民化」政策が強行された日中全面戰爭以後には「内鮮一体」の原則により「五族協和」のイデオロギーは建前としても崩壊して

いった。「滿洲國」期の在滿韓人政策はまさにこの「五族協和」と「内鮮一体」の狭間で揺れ動いたものであり、ここに日帝による韓民族支配政策の矛盾が象徴的に現れていたのである。

번역문

일제의 '만주국' 통치와 '재만한인' 문제: '오족협화'와 '내선일체'의 상극

다나카 류이찌(일본 경도대학)

머리말

이 논문의 목적은 <만주국 국민> 창출의 시도와 그 좌절의 경위에 대해서, 교육, 국적, 징병제도에 관한 일제의 재만한인 정책의 모순을 중심으로 해명하는데 있다. 만주국에서는 일본인, 한인(조선인), 한족, 만족, 몽골인에 의한 <오족협화>란 이데올로기가 있었다. 그 <오족협화>는 표면적

勞働史の研究」(日本經濟評論社、2002年) 松本俊郎『「滿洲國」から新中國へ』(名古屋大學出版會、2000年) 滿州史研究會編『日本帝國主義下の滿州』(御茶の水書房、1972年) 滿州移民史研究會編『日本帝國主義下の滿州移民』(龍溪書舍、1976年) 宮澤惠理子『建國大學と民族協和』(風間書房、1997年) 安田敏朗『帝國日本の言語編制』(世織書房、1997年) 安富歩『「滿洲國」の金融』(創文社、1997年) 柳澤遊『日本人の植民地体験』(青木書店、1999年) 柳澤遊・木村健二編『戦時下アジアの日本經濟団体』(日本經濟評論社、2004年) 山田豪一『滿洲國の阿片專賣』(汲古書院、2002年) 山根幸夫『建國大學の研究』(汲古書院、2003年) 山室信一『キメラ』(中公新書、1993年) 山本有造編『「滿洲國」の研究』(京都大學人文科學研究所1993年、綠蔭書房増補版1999年) 山本有造『「滿洲國」經濟史研究』(名古屋大學出版會、2003年) 兪辛淳『滿洲事變期の日中外交史研究』(東方書店、1986年) 芳井研一『環日本海地域社會の変容』(青木書店、2000年) 四方田犬彦編『李香蘭と東アジア』(東京大學出版會、2001年) 論文 淺野豊美『「滿洲國」における治外法權問題と國籍法』(『濠洲研究』第11号、1998年) 淺野豊美『「蜃氣樓に消えた獨立 滿洲國の條約改正と國籍法』(青木保ほか編『近代日本文化論2 日本人の自己認識』岩波書店、1999年) 申奎燮『初期「滿洲國」における朝鮮人統合政策』(『日本植民地研究』第9号、1997年) 申奎燮『在滿朝鮮人の「滿洲國」觀および「日本帝國」像』(『朝鮮史研究會論文集』第38号、2000年) 申奎燮『帝國日本の民族政策と在滿朝鮮人』(東京都立大學大學院博士學位論文(史學)、2002年) 申奎燮『治外法權撤廢と在滿朝鮮人統合政策』(姜徳相先生古希・退職記念『日朝關係論集』新幹社、2003年) 孫春日『滿洲事變前の「在滿朝鮮人」問題とその苦境』(『東アジア近代史』第5号、2002年) 孫江『宗教結社、權力と植民地支配 「滿洲國」の政治統合における宗教結社』(富士ゼロックス小林節太郎記念基金1998年度研究助成論文) 孫安石『東アジアの國籍と近代』(小川浩三編『複數の近代』北海道大學圖書刊行會200年) 槻木瑞生『滿洲國における學校体系の展開』(『同朋大學論叢』第77号、1998年3月) 槻木瑞生『滿洲國と朝鮮族の教育』(渡部宗助・竹中憲一編『教育における民族的相克』東方書店、2000年) 廣岡淨進在滿朝鮮人の「皇國臣民」言説』(『朝鮮史研究會論文集』第41集、2003年) 許壽童『日本の在滿朝鮮人教育政策』(『一橋研究』第27卷2号、2002年7月) 松村高夫『日本帝國主義下における「滿州」への朝鮮人移動について』(『三田學會雜誌』第63卷6号、1970年) 水野直樹『在滿朝鮮人親日団体民生団について』(河合和男・飛田雄一・水野直樹 宮 博史編『論集 朝鮮近現代史』明石書店、1996年) 水野直樹『國籍をめぐる東アジア關係 植民地期朝鮮人國籍問題の位相』(古屋哲夫・山室信一編『近代日本における東アジア問題』吉川弘文館、2001年) 三好章『「滿洲國」の朝鮮人』(愛知大學現代中國學會編『中國21 中國の民族問題』第3号、1998年4月) 山室信一『植民帝國・日本の構成と滿洲國』(ヒューター・ドウス/小林英夫編『帝國という幻想』青木書店、1998年) 干逢春『「滿洲國」における朝鮮族教育制度の成立過程』(『教育制度研究』第9号、2002年) 尹輝鏞『周辺人の見た中國の周辺 在滿朝鮮人の自己認識に投影された「滿洲國」』(横山宏章・久保亨 川島眞編『周辺から見た20世紀中國』中國書店、2002年) (注記) 本稿は「「滿洲國民」の創出と「在滿朝鮮人」問題』(『東アジア近代史』第6号、2003年)を、韓國の讀者の便宜を考慮して、大幅に加筆・修正したものである。

으로 다민족주의를 표방해서, 일본인과 한인을 구별했다. 한편, 동시기 일제하 한반도에서는 <내선 일체>란 이데올로기가 있고 한민족에 대한 민족 말살정책, 즉 <황민화> 정책이 강행되었다. 그러면 같은 일제 식민지 지배에도 불구하고, <오족협화>와 <내선일체>의 사이에는 어떤 관계가 있었는지, 이것이 바로 문제이다.

주지하는 바와 같이, 만주사변 전후 재만한인 문제로서는, 우선 이중 국적 문제가 있다. 재만한인의 이중 국적 문제란 한일 합방 이후, 한국에 일본 국적법이 시행되지 않고, 한인에 대해서 일본 국적을 강제 부여해서, 한인의 타국에 대한 귀화를 일본 정부가 법적으로 인정하지 않는 상태에, 재만한인들이 중국에 귀화한 문제이다. 또한 재만한인은 <일본제국신민>으로서 영사재판권, 영사경찰권, 토지상조권 등 치외법권을 향유할 수 있었지만, 1920년대 후반, 중국 민족주의가 고양되어 국권 회수운동이 전개되는 가운데, 일제의 권익은 사문화 되고 있었다. 1931년 만주사변이 발발하고, 이듬 해 3월, 만주국이 성립되자, 일만 정부는 <일만의정서>를 체결해서, 일제의 권익을 중국 동북지방 전역으로 확대했다. 그러나 만주국에 있어서의 이러한 일제의 권익의 존재는 오히려 만주국을 형해화시켰다. 그 때문에 일만양국 정부는 만주국에서의 치외법권 철폐 조치를 계기로 (1936, 37년) 일제의 권익은 철폐되어, 만주국에 이관되기에 이르렀다. 그러나, 이 치외법권 철폐 조치에도 불구하고, 일본인 교육행정권, 병사행정권, 신사행정권(神社行政權) 등 <일본인의 정신상 군사상의 근간>에 관한 부분은 일본 측에 그대로 온존되었다³⁷⁾.

본 발표는 먼저 만주국 치외법권 철폐 조치에 있어서의 한인 교육행정권 이관 문제에 대해서 검토할 것이다. 여기서 일본인 교육행정권이 일본

쪽에 그대로 온존되었음에도 불구하고, 한인 교육권은 어떻게 취급되고 있었는지가 문제가 되었다.

다음으로 만주국의 각종 만주국 국적법 초안에 관해서, 한인의 국적 문제를 중심으로 검토하겠다. <만주국 국적법>은 끝내 제정되지 않았지만, <만주국잠행민적법> (1940년)에 관한 재만한인의 법적 위치에 대해서도 고찰하겠다.

그리고 재만한인에 관한 징병제도에 있어서도, 재만한인이 만주국군이 아니라, 일본군에 의무 징병당했던 과정에서, 만주국협회회의 재만한인 정책이 혼미에 빠지는 경위를 검토한다.

이상의 검토를 통해, <오족협화>를 표방하면서, 한인과 일본인을 구별해, 한인을 <만주국국민>으로서 육성하려고 했던 만주국과, <내선일체>의 원칙 아래, 한인을 <일본제국신민>으로서 육성하려고 했던 조선총독부의 대립을 통해서, 재만한인 문제를 둘러싼 일제의 식민지 지배정책의 난맥상을 밝히고자 한다.

1. 재만한인 교육행정권 이관 문제

만주국 초기 일본측의 한인 교육은 기본적으로 조선총독부가 관할하고 있었다.

1935년 관동군과 만주국정부가 조직했던 만주국 치외법권철폐 현지위원회는, 일본인 교육에 관한 <교육행정 처리요강>과는 별도로 <재만조선인 교육행정 처리요강>을 결정했다. <재만조선인 교육행정 처리요강>은 <재만조선인 자체에 대한 교육은 치외법권 철폐와 함께 만철 부속지 행정권 이양에 수반해, 별기 교육 요령에 근거하여 만주국측에 이관함>³⁸⁾이라고 규정했다. 즉, 만주국 치외법권 철폐 조치에 의해서도, 일본인 교육은 일본측에 온존되었던데 비해, 재만한인에 대한 교육은 만주국측에 이관되었다. 그러나, 그 결정에 대해

37) 田中隆一 「『滿洲國』統治と治外法權撤廢」(山本有造編 『『滿洲國』の研究』綠蔭書房, 1995年)

38) 「治外法權撤廢及附屬地行政權ノ調整乃至移讓ニ關スル機關(諸委員會)並決定要綱」(『大野綠一郎關係文書』日本 國立國會圖書館憲政資料室所藏)

서는 많은 반대 의견이 제출되어서, 일단 보류되었다. 그반대 의견의 예로서 조선총독부의 관료(田中武雄)는 다음과 같이 말하고 있다.

본의안의 근본 문제에 대한 조선총독부의 입장을 표명하겠다. 즉, 본의안은 조선인 교육문제에 관한 것이지만, 결국 재만조선인의 지위, 환연하면, 장래 그들을 어떻게 취급할 것인가의 근본 문제이다. 국적 문제도 근본 문제의 해결에 의해 자연스럽게 해결될 것이다. 요컨대 조선인은 일본인이라고 하는 원칙에 입각한다면 반대 의견이 없지만, 조선인과 일본인을 구별해서 심의하는 것은 조선 통치상 문제가 발생할 것이다.³⁹⁾

이와 같이 재만한인 교육행정권을 일본인의 그것과 함께 일본 측에 온존시킬 것인가,

반대로 만주국측에 이관할 것인가의 문제는 재만한인을 <내선일체> 원칙 아래 <일본제국신민>으로 할 것인가, 그렇지 않으면 <오족협화> 원칙 아래 <만주국민>으로 할 것인가 라는 민족 정책의 근간에 관련되는 문제로서 부상했다.

1936년 8월, 板垣征四郎(관동군 참모장)는 梅津美治郎(육군 차관)에게 보냈던 전보에서 다음과 같이 말했다.

만주국에서 실질적으로, 그리고 역사적으로 조선인을 일본인과 같게 취급하는 것이, 부적당함에는 의문이 없다. 재만조선인에 대한 통치를 조선내 통치와 구별해서 취급하는 것이 최선이다. 그러므로 재만조선인 통치는 치외법권 철폐 이후, 조선총독부에서 만주국측에 이관하는 것이 적당하다.⁴⁰⁾

이와 같이 관동군은 일본 육군 중앙에 대해서 재만한인 정책을 조선총독부로부터 만주국측에 이관할 것을 요구했다. 이 관동군의 요청을 받아, 寺内壽一(육군 대신)와 南次郎(조선총독)의 회의

가 개최되었다. 회의 내용에 대해서는 잘 알 수 없지만, 寺内 육상이 전달했던 관동군의 구상에 대해서 南총독이 강하게 반대했던 것은 寺内가 梅津에게 보냈던 다음의 전보에 의해 알 수 있다.

조선인을 실질상 만주국 구성분자로서 취급하는 취지에는 반대하지 않지만, 한편으로 조선인도 국적법상 일본인의 지위를 가지는 이상, 일본인으로서 일본측 기관의 보호를 받는 것은 이론상은 물론, 실제문제에서도 조선내 통치에 미치는 영향과 내선융화의 관계상, 인정할 필요가 있다.⁴¹⁾

그리고 조선총독부에서는 총독의 교체(宇垣에서 南)에 즈음하여 <내선일체>의 원칙상, 재만한인 교육 행정권의 만주국 이관에 대해 다음과 같이 반대하고 있었다.

지금까지 재만조선인 교육은 조선총독부가 실시해왔지만, 만주국 치외법권 철폐에도 불구하고 재만 일본인 교육은 여전히 일본 측에서 실시하는 것이 현지측(관동군)의 방침인데 조선인 교육은 만주국에 이관할 방침이다. 이와 같이 재만 일본인과 조선인 교육을 구별하는 것은 제국의 조선인 통치가 내선일체를 표방하는 관계상 조선 통치의 장래에 중대한 영향을 주기 때문에 조선총독부는 절대로 인정할 수 없다.⁴²⁾

그러나 조선총독부에서는 자금 문제 때문에 만철 연선 주요지 및 간도 이외 한인 학교이관을 결정했다. 다음 자료를 보자.

그렇지만, 만주 전지역에서 조선총독부가 재만조선인 교육을 실시하는 것은 불가능하기 때문에 만주 벽지 학교는 만주국에 이관하고 만철 연선 주요 도시 20수개교와 간도 6개교는 조선총독부가 경영한다.⁴³⁾

하지만 관동군은 <본건은 오족협화를 국시로 하는 만주국 지도의 근본 문제로서 극히 중시하

39) 「治外法權撤廢現地委員會決定要綱ノ説明ニ關スル對滿事務局關係各事務官及現地主任者會議議事錄」(同上)

40) 「1936年8月5日 關東軍參謀長發陸軍次官宛電報」(「陸滿密綴」第11号、日本 防衛廳防衛 研究所圖書館所藏)

41) 「1936年8月7日 陸軍次官發關東軍參謀長宛電報」(同上)

42) 「1936年8月 重要事務引繼書」(前掲「大野文書」)

43) 同上

고 있다.……이관의 보류는 만철 연선에만 한정했으면 하고 간도 지방은 인정할 수 없다>44)라고 반대했다.

그 결과 조선총독부는 간도 한인 학교의 이관을 인정했다. 1937년 11월, 치외법권 철폐 조치에 의해, 만철 연선 주요지를 제외한 재만한인 교육 행정권을 조선총독부가 만주국에 이관했다.

2. 만주국 시기의 재만한인 국적 문제

본장에서는 <만주국 국적법> 초안들의 재만한인 국적문제에 관해서 검토해 보자. 1932년 7월, 만철경제조사회 (제5부)가 작성했던 문서 <만주국의 국적 문제>에는 <조선에 일본국적법을 적용해서 조선인의 만주국 귀화를 가능하게 할 필요가 있다>45)라는 문구가 있다. 한인의 만주국 귀화를 위해서, 일본국적법의 한국 시행을 주장한 것이다.

같은 해, 일본 외무성 조사보고서에도 만주국 국적의 취득은 귀화를 통해 한인에게는 <종래 금지해 온 귀화권을 인정하고, 만주국측의 국적법 제정과 아울러 일본국적법을 조선에 시행하라>46)라고 쓰여있다.

1933년 大平善梧(東京商科大学教授)가 작성했던 문서 <만주국 국적법 초안>에는, 한인에 대해서는 일본 국적 이탈이 불가능하기 때문에 <조선도, 대만, 가라후토와 같이 국적법을 빨리 시행할 것을 바란다>47)라고 기록되어 있다.

1934년 관동군(특무부 제5 위원회)가 작성했던 문서 <만주국 국적법 제정요강>은 국적선택권을 인정하면서 거주지법에 의해 <오족>을 만주국인

이라고 규정해 일본인의 일만 이중 국적을 허용하는 한편, 한인에 대해서는 <일본국적법을 조선에 시행해서, 동법 제20조 이하에 의해, 만주국에 귀화시키기 위해 조선인의 국적 이탈을 인정할 것>48)이라고 해서, 한국에 일본국적법을 시행해, 만주국 단일국적 취득을 용인할 것을 주장하고 있다.

동년 만철경제조사회 (제5부법제반) 의 <만주국의 국적 문제>에서도 재만한인에 관해서 <조선에서도 대만 가라후토와 같이 빨리 국적법을 시행>49)할 필요가 있다고 해 한국에 일본 국적법 시행과 한인의 일본국적 이탈, 그리고 만주국 단일 국적 취득의 허용을 주장했다.

이와 같이 중일 전쟁 이전에, 만주국측(만철 관동군)의 국적법 입법 과정에서는 국제 여론을 생각하면서, 국적선택권의 존중이나 이중 국적의 회피라고 하는 국제법상의 원칙은 어느 정도 고려해서, 일본인의 일만 이중 국적은 인정하는 한편, 재만한인에 대해서는 만주국 단일 국적자로서 취급하려는 지향이 강했다. 이것은 재만한인을 일본인과 구별하면서, <만주국 국민>으로서 위치지우려고 했던 것을 의미한다.

한편 조선총독부에서는 이러한 만주국측의 국적법 제정 방침이 <한일 합방시의 천황의 명령에 반한다>, 그리고 <조선 통치의 방침에 반한다>라는 이유로 반대하고, <일본인과 조선인을 동일하게 취급해, 일만 이중 국적자로 해야한다>50)라고 주장했다. 즉 조선총독부는 한국에서도 일본 국적법 시행을 허용해서, 그리고 <내선일체>원칙 아래 일본인과 같이 한인도 일만 이중 국적자로서 취급해야 한다고 주장하고 있는 것이다.

44) 「8月7日 南總督宛板垣征四郎書簡」 (同)

45) 滿鐵經濟調査會「滿洲國國籍並會社國籍資本方策」(1935年)

46) 外務省報告書「在滿朝鮮人」(「外務省警察史 在滿大使館第一」 第八卷不二出版復刻版、1996年)

47) 同上

48) 註10に同じ。

49) 同上

50) 朝鮮總督府官房外事課「1935年6月 國籍問題ニ關スル私見」(「日政文書 政務總監滿洲出張關係綴」韓國·政府記錄保存所所藏)

여기에서도 재만한인을 <만주국 국민>으로서 육성하려고 했던 만주국측과 <일본 제국신민>으로서 육성하려고 했던 조선총독부의 입장의 차이가 분명하다. 1937년 중일전쟁 이후 만주국의 구상에서는 대외적인 고려를 전혀 볼 수 없다. 1939년 만주국 국적법 제정준비 위원회 간사회가 제시한 국적법 제정의 방침은 다음과 같다.

1. 만주국내에 정주하는 일본인에 대해서는 이중 국적을 인정한다.
2. 일본인·만주족·한족·조선인·몽고족의 오족에 대해서는, 만주국내에 생활 기반을 가지고 있다면 만주국 국적을 인정한다.
3. 그 외의 외국인에 대해서는 귀화에 의해서 국적을 인정한다.⁵¹⁾

본 법안에서는 국적 취득자의 범위를 국적법 시행시에 만주국내에 생활 기반을 가지고 있는 사람들로 한정했다. 그리고 일본인, 한인의 이중 국적을 인정해서, 국적선택권을 부정했다. 본 안은 국제법의 원칙을 완전히 무시한 것이었다. 그러나 본 법안도 시행되지 않았고, 만주국에서는 끝내 국적법은 제정되지 않았다. 그렇지만 1940년 <만주 국감행민적법>이 제정되어 국적법의 내용을 부분적으로 대항하게 되었다. <민적법>에 의해서, 만주국에 생활 기반을 가지고 있는 사람들은 모두 민적부에 등록되었다. 그 결과, 일본인·한인은 일본호적법, 조선호적령 뿐만 아니라, <민적법>에도 등록됨으로서 이중 등록자가 되었다. 이러한 재만한인의 법적 위치에 대해, 조선총독 南次郎는 다음과 같이 말하고 있다.

만주의 일본인·조선인은 대일본제국의 신민임과 동시에, 만주 건국의 민족협화 취지에 입각해서 만주국의 인민이다. 이것은 가장 중요한 조선인의 신분 결정의 기초이다. 한족, 몽고인, 만족은

만주국의 신민이다. 그러나 일본인이 만주국의 관리가 되어도 만주국의 신민이 되는 것이 아니다, 만주국의 인민인 것이다.

만주인, 몽고인, 한족 또는 백계 러시아인은 일본제국의 신민이 아니다. 만주국의 신민인 것이다. 일본인, 조선인은 만주국의 신민이 아니다. 만주국에 근무하고 생활하더라도 만주국의 인민이다. 이로써 내선일체의 근본 취지는 만주국에서도 확립되었다.⁵²⁾

이와 같이 南次郎는 한인을 <만주국 신민>이 아니라, <만주국 인민>이며, <일본 제국신민>이라고 규정해서, 만주국에서도 <내선일체>가 확립되었다고 말했다. 이런 규정은 한인의 권리와 의무, 특히 징병 제도와 밀접하게 상관이 있어 있기 때문에 다음 장에서 자세히 검토하겠다.

요컨대, 여기서는 <만주국 국적법> 입법 과정에서 재만한인을 <만주국 국민>으로서 규정하려고 했던 만주국측의 사고 방식(<오족협화>)과 <일본제국신민>으로서 취급 하려고 했던 조선총독부의 사고 방식(<내선일체>)이 대립하고 있었음을 확인 할 수 있는 것이다.

3. 만주국협화회와 재만한인에 대한 징병제

1936년 관동군이 작성한 <재만조선인 지도요강>은 재만한인에 대해서 <만주국 민의식>을 갖게 하기 위해 조선인민회 등의 각종 친일 단체를 만주국협화회에 통합하는 것을 규정했다. 그리고 동년 植田謙吉(관동군 사령관)는 협화회를 만주국 국가기구로 인정하여 민족 정책을 담당하게 했다. 이후 협화회는 본격적으로 재만한인 정책을 개시했다.

한편, 일제하 한국에서는 南次郎 조선총독이 취임해서(36년), 이후 <내선일체>에 의한 <황민화>정책이 본격적으로 추진된다. 그리고 1938년

51) 滿洲帝國司法部「親屬繼承法審議錄」(早稻田大學所藏)

52) 『總動員』第一、二合併号(1939年7月)

조선총독부에서 개최한 시국 대책조사회는, <내선 일체 강화에 관한 건>을 채택해서, 한국 국내 뿐만 아니라, 재만한인에 대해서도 <내선일체>에 의한 <황민화>정책을 실시해야 한다고 했다.

그러나 이러한 <내선일체>에 의한 <황민화>정책은 만주국의 <오족협화>에 의한 협화회의 재만한인 정책에 심각한 영향을 미쳤다. 예를 들면 조선총독부 시국대책 조사회에 출석했던 片倉衷(관동군 참모)는 다음과 같이 발언하고 있다.

만주 재주 또는 조선 재주의 조선인 혹은 일본인은 만주국의 민족 협화를 민족자결 운동이라고 오해해서 만주에서는 민족 자결이 가능하지만, 조선에서는 불가능하다든가, 조선통치는 압박적이고 좋지 않다고 하는 사람이 있다. 한편, 내선일체 운동을 전개하고 있음에도 불구하고, 만주에서는 민족 협화 또 종족 평등은 좋지 않다, 황국 신민화를 전개하지 않는 것은 좋지 않다든가 하면서, 만주국을 비판하는 사람이 많다.⁵³⁾

그런데, 1940년에 제정된 <만주국국병법>은 만주국에 있어서의 의무 병역 제도를 규정했지만, 한인·일본인은 일본 병역법의 적용대상이기 때문에 국병법에 의한 징병제에서 제외되었다. 게다가 한인은 아직 일본 병역법에도 적용되지 않았다.그 때문에 재만한인에 대한 병역 부과는 재만한인을 <만주국 국민>으로서 만주국군으로 징병할 것인가, 또는 <일본제국신민>으로서 일본군으로 징병할 것인가의 문제가 생겼다. 특히 재만한인 정책을 담당했던 협화회에서는 그 지도 방침상에 혼란이 생겼다. 다음 자료에서 그러한 상황을 볼 수 있다.

조선에서는 일본인만 있고, 조선인의 존재가 적어도 공식적으로 인정되지 않는데, 만주국에서는 조선민족도 국가를 구성하는 민족적 단위로서 인정되어, 일본 민족이랑 그 이외의 제민족과 함께

<합심 합동>해야 할 실체라는 점에서 만주국과 조선총독부의 입장 차이가 있다.……우선 이 문제에 대한 명확한 근본 방침을 수립하는 것이 조선인 지도의 기본 정신이 아니겠는가?⁵⁴⁾

그러나 1942년 한인 징병제 실시가 결정되자 만주국에서도 재만한인에 대한 <내선일체>정책의 영향을 보다 강하게 받게 되었다. 그리고 그 결과 만주국협화회의 재만한인 정책은 더 혼미에 빠지게 되었다. 예를 들면 高橋勝治(협화회 회원)는 다음과 같이 솔직하게 불만을 말하고 있다.

조선인은 압록강을 경계로 해서, 한쪽은 황민화가 요구되고 한쪽에서는 만주국민화가 요구된다. 도대체 어떻게 해야 좋겠는가 라는 탄식이 들린다.⁵⁵⁾

이와 같이, 끝까지 협화회는 재만한인 정책을 분명하게 제시지도 못했으며, 오히려 <내선일체>방침이 강하게 추진되었다. 1944년 재만한인에 대해서도 징병 검사가 실시되고, 일본군으로 전시동원이 강행되었던 사실에서 두 정책의 위상이 단적으로 드러났다고 하겠다.

맺음말

이상과 같이, <오족협화>를 표방해, <만주국민>의 육성을 꾀하는 관동군·만주국측과 <내선일체>의 원칙 아래, 한인의 <일본제국신민>화를 꾀하는, 조선총독부의 민족 말살 정책의 틈에 위치한 재만한인 정책을 둘러싼 혼란은, 일본 식민지 제국의 모순을 상징적으로 나타내는 것이다. 이러한 일제 식민지 지배의 모순에 대해서, 재만한인이 어떠한 대응을 했는지는, 향후의 과제이다.

주제어 : 滿洲國, 在滿韓人, 五族協和, 內鮮一體, 國籍, 徵兵制

53) 『朝鮮總督府時局對策調査會議錄-諮問答申書』(民俗苑復刻版, 1992年)

54) 吉木 一夫 「滿洲に於ける朝鮮人の概況と指導方針に付いての一考察」(『協和運動』第三卷・二號, 1941年12月、綠蔭書房復刻版, 1995年)

55) 高橋勝治 「內鮮滿華連絡強化懇談會覺書」(『協和運動』第五卷・二號, 1943年2月)